

許可等の有効期間の延長に関する法律案要綱

第一 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正

不動産鑑定業者の登録の有効期間を三年から五年とすること。

(第一条関係)

第二 金融先物取引法の一部改正

金融先物取引業者の許可の有効期間を三年から五年とすること。

(第二条関係)

第三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正

建築物における衛生的環境の確保に関する事業を営む者の登録の有効期間を三年から六年とすること。

(第三条関係)

第四 食品衛生法の一部改正

飲食店等の営業の許可の条件として付することができる有効期間を四年を下らない期間から五年を下らない期間とすること。

(第四条関係)

第五 薬事法の一部改正

一 薬局開設の許可の有効期間を三年から六年とすること。

二 医薬品の販売業の許可の有効期間を三年から六年とすること。

(第五条関係)

第六 毒物及び劇物取締法の一部改正

毒物又は劇物の販売業の登録の有効期間を三年から六年とすること。

(第六条関係)

第七 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正

一 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許の有効期間を三年から五年とすること。

二 向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許の有効期間を三年から六年とすること。

(第七条関係)

第八 健康保険法の一部改正

保険医療機関等の指定の有効期間を三年から六年とすること。

(第八条関係)

第九 商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正

商品投資販売業者及び商品投資顧問業者の許可の有効期間を三年から六年とすること。(第九条関係)

第十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正

特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可の有効期間を三年から六年とすること。

(第十条関係)

第十一 消費生活用製品安全法の一部改正

第一種特定製品の型式等の承認の有効期間を一年以上七年以内から三年以上十年以内とすること。

(第十一条関係)

第十二 高圧ガス保安法の一部改正

容器検査所の登録の有効期間を三年から五年以上十年以内において政令で定める期間とすること。

(第十二条関係)

第十三 鉱業法の一部改正

租鉱権の存続期間を五年以内から十年以内とすること。

(第十三条関係)

第十四 水洗炭業に関する法律の一部改正

水洗炭業者の登録の有効期間を一年から二年とすること。

(第十四条関係)

第十五 旅行業法の一部改正

旅行業の登録の有効期間を三年から五年とすること。

(第十五条関係)

第十六 宅地建物取引業法の一部改正

宅地建物取引主任者証の有効期間を三年から五年とすること。

(第十六条関係)

第十七 その他

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとすること。
- 二 所要の経過措置を規定すること。